

農山漁村活性化のための戦略

平成19年11月21日
農 林 水 産 省

はじめに

農山漁村は食料の生産の場のみならず自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等重要な役割を有しているにもかかわらず、過疎化、高齢化の進展等により、これらの役割を十分に果たせない地域が増えてきている。また、農山漁村が大宗を占める地域の活力が低下し、その結果、地域間の経済状況や雇用に格差が生じている。

こうした現状を打破し、農山漁村を活性化することは、農林水産省の重要な責務であり、省を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

このような認識の下、農山漁村の現場の実態^{じきじ}に即した施策を講じるため、今村副大臣を中心とした「みずほの国・防人応援隊」による、全国9カ所及び農村振興局課室長による全国12カ所の農山漁村における意見交換

農林水産業関係7団体との意見交換

農林水産省ホームページ等からの一般の方々からの意見公募(約500件)を行い、現場の生の声を直接伺ったところである。

このような取組により得られた御意見を踏まえ、小規模農家や高齢な農業従事者も含め、農山漁村で生活されている方々が安心して暮らせるような環境づくりを進めるため、農林水産省として講じる施策を「農山漁村活性化のための戦略」(以下「活性化戦略」という。)としてとりまとめたところである。

活性化戦略の基本的考え方

1. 農山漁村の活性化は、地域の人材と農林水産物や伝統文化をはじめとする地域に存在する有形無形の素材を「地域力」として十分に活用することが重要である。このため、地域力を発掘するとともに、地域の活性化の推進役となる人材の育成や活性化のための計画策定への支援を行う。さらに、この人材を核として、集落内、集落間、集落と都市のネットワークが構築されるよう、各省とも連携しつつ、地方に専門相談員を配置する等して支援を行う。

- 2．人口の減少、混住化等により、生産活動の相互補完、生活の相互扶助、自治・合意形成といった伝統的な農村の集落機能の低下が懸念される中で、高齢者や小規模農家を含む人と人との結びつきを強固にし、地域や集落を活性化することにより、新たな地域協働を形成し、農山漁村集落の再生を図る。
- 3．農林水産物等をはじめとする地域資源を活用することにより、農林水産業と関連産業の連携による新たな雇用を創出するとともに、都市住民による観光、二地域居住等都市と農村の共生・対流を推進すること等により農林水産業に関連した雇用を創出する。
- 4．これらの取組に当たっては、農林水産省の施策だけでは対応しきれない面があることから、関係府省と有機的に連携し、関係府省の施策と一体になって施策を推進するとともに、今後とも、現場の声に真摯に耳を傾けながら、効果的な施策の推進に努める。

活性化戦略の内容

人材への直接支援

- 1．地域力の発掘を行う人材の育成
地域リーダーと外部からのアドバイザー
地域力を活かし、活性化させる地域リーダーの育成や地域の内部にいと気づきにくい、地域力の有用性を指摘し、これを地域の活性化に活かすための助言を行うアドバイザーを派遣。
ふるさと応援隊
都会に住む人々で「ふるさと応援隊」を組織し、ふるさとを活性化
する人材を育成する。
- 2．地域力の活用
プランづくり
地域力を活かした活性化のための計画の策定を支援。
実践活動に直接支援
地域住民が自ら、又はNPO、都市住民等の協力を得ながら取り組む活動
に対し直接支援。

農山漁村集落の再生

1. 新たな地域協働の形成

農林漁業に関連した「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活に向けた活動への支援

地域住民に加え、都市住民、NPO、企業等の多様な主体の参画のもと、農山漁村の伝統文化等の有形無形の資源からなる「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を支援。

集落間又は集落と都市住民等との地域協働の形成

地域活性化に取り組む集落間の地域協働を強化することにより、近隣集落間において互いの機能を補完するための協働や集落の再編を支援。また、集落の広域連携による農山漁村等の販売拡大、地域活性化に協力するNPO、都市住民等との地域協働の形成等を支援。

農地・水・環境保全向上対策による地域ぐるみで地域資源を守る共同活動への支援

農地や農業用水などの地域資源や環境を守り、質的向上を図るため、地域ぐるみの共同活動を実施する地域を支援。

地域特産品の都市への紹介・展開と地域の配送システム等を活かした高齢農林漁家等からの集荷の工夫

全国の消費者に対し、農山漁村地域の気候や地形、歴史的経緯を通じて育まれてきたその地域ならではの特産品を紹介し、全国に展開するための情報発信等を行う活動に対する支援。

また、出荷が困難な高齢農林漁家等を対象に、地域の配送システム等を活用した流通モデルの構築への支援に向け検討。

2. 中山間地域等条件不利地域への支援

中山間地域等直接支払制度による条件不利地域への支援

中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図るため、農業生産条件の不利を補正するための支援を充実。

総合的な鳥獣害対策の実施（捕獲体制の整備、防護柵、緩衝帯の設置、処理加工施設の整備）

市町村が策定する鳥獣害防止総合計画に基づき、捕獲対策等の個体

数調整、防護柵の設置、緩衝帯の設置等の生息環境管理の取組を支援するとともに、捕獲鳥獣を有効活用するための処理加工施設等の整備等を総合的に支援。

3. 地域活性化の取組の全国展開の推進

地域活性化に関連するソフト事業やハード事業を使いやすくメニュー化するとともに、地方農政局等の窓口には専門相談員を配置。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等を活用したモデル地区を設定することで、全国展開を支援。

地域経済の活性化

1. 国産バイオ燃料等による地域活性化

バイオ燃料の原料生産を行う農林漁業者と燃料製造業者の共同・連携した取組を支援（関係府省と連携）

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表に基づき、2011年度に5万kl生産する目標の達成に向けた取組や技術開発等を支援。

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオスタウンの構築に向けた取組を支援（関係府省と連携）

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、2010年度にバイオスタウンを300地区構築するための取組を支援。

2. 農林水産業に関連した雇用の創出

120万人の小学生を農村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進

総務省・文部科学省等と連携して、小学校1学年単位での宿泊体験活動の受入ができるようなモデル地域を構築し、農林漁家民宿等を経営する農業者等の農外収入などの増加のための取組を支援。

果樹・野菜、棚田オーナー制、体験農園や二地域居住の推進

都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を提供する果樹・野菜、棚田オーナー制、体験農園を促進するとともに、団塊世代等を対象とした二地域居住を推進。

高齢・小規模農家、有機農家など多様な主体が活躍できる農林水産物直売所等による地産地消や農地の有効利用の促進

農林水産物直売所、加工施設等を整備するなど地産地消の取組を支

援することにより、高齢・小規模農家、有機農家などの多様な主体が活躍する地域農業づくりを推進。あわせて、農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促進。

食料産業クラスターの形成促進など生産から販売までを一体的に意識した食農連携の取組による国産農林水産物等の消費拡大

「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新しい地域食品の開発や販路開拓の取組を支援。また、国産農林水産物等の販売促進、地域の農林水産物・食品の輸出促進、「めざましごはん」キャンペーン等の消費者への的確な情報発信等の取組を支援。

さらに、地域食品の信頼性向上を図るため、品質管理（HACCP等）の普及の推進とコンプライアンスの一層の徹底を実施。

地域ブランド化の推進

「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の開催等により農林水産物や地域食品の地域ブランド化の取組を支援。

地域イノベーションを先導する技術開発の推進

地域の農林水産業・食品産業の活性化に資するため、地域の資源を活かし、新たな需要や雇用の創出につながる新食品・新素材の開発や新生産システムの確立など、地域イノベーションを先導する技術開発を、産学官連携を図りつつ推進。

地域の雇用増加に結びつく森林整備・保全や森林資源の利活用への支援

森林吸収目標の確実な達成や安全・安心の確保のために、間伐・保育等適切な森林の整備・保全を推進するとともに、林業・木材産業の再生と森林資源の多角的利用による新たな産業づくりを支援。

また、「緑の雇用」の促進による林業の担い手の確保を支援。

漁業の経営安定対策の充実や省エネ対策の推進

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するため、積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度に上乘せ。

また、省エネルギー技術の実証・開発の支援、水産バイオマスの利活用技術等の開発を支援。

地域の水産業を核とした地域ぐるみの漁村活性化への取組の支援

地域の水産資源を活用した新たな産業構造の形成や都市と漁村の共

生・対流の推進などをテーマに、地域の意欲的で先導的な取組を支援。併せて、異業種のノウハウを活用したビジネスプランの事業化を支援。さらに、レクリエーション・交流の場としての漁港の活用等を図る。

3. 各省連携による雇用創出

農林水産業と商業・工業の連携（経済産業省）

ア. 新商品開発・販売促進

農林水産省と経済産業省の連携による関連施策の集中的な実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発を効果的に支援。

イ. 共同キャンペーン・PRの実施

国産農林水産品の消費拡大を図るため、農林水産省と経済産業省それぞれが所管する業界団体等に対し、連携して働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進。

など。

空き家、廃校活用の促進（総務省・国土交通省・文部科学省）

総務省、国土交通省、文部科学省と連携し、農村における空き家を活用した滞在型の農業体験から期間就農までの地域システムのモデル構築と全国への普及促進、廃校活用に向けた技術支援調査を実施。

国際・国内グリーン・ツーリズム等の観光の促進及びグリーン・ツーリズム商品等の情報発信（国土交通省）

国土交通省と連携し、ビジット・ジャパン・キャンペーンにおいて国内のグリーン・ツーリズム推進地域を海外へ積極的にPRするため国際・国内グリーン・ツーリズムの受入体制等整備を支援。

また、グリーン・ツーリズム商品等の情報発信を推進。

農林漁家民宿の質・量両面での拡大（国土交通省）

国土交通省と連携し、農林漁家民宿おかあさん100選の選定を核に、彼女たちの協力による農林漁家民宿の質の向上に係る情報交換やネットワーク構築、都市住民へのイメージ戦略等を展開。